

2020年8月28日
東京電力パワーグリッド株式会社

電気使用量のお知らせに関する一部遅延等について

当社は、本年4月より、改正電気事業法第3段階（送配電部門の法的分離）に対応するとともに、より効率的な業務運行を図るため、新たな託送料金計算システムを導入して小売電気事業者さまへ日々の電気使用量をお知らせしております。

導入当初、小売電気事業者さまからの契約お申込み受付時のシステム不具合等が発生しておりましたが、現在は解消しております。

小売電気事業者さまには大変ご迷惑をおかけいたしました。

一方、スイッチング（小売電気事業者さまの変更）やお引越し等、ご契約内容の変更のお申込みがあった場合、一部（電気のご使用を開始されてから日数を経過した後当社へ使用開始のお申込みをいただいた場合や、使用開始のお申込み時に前のご使用者さまとの契約が継続しており確認が必要な場合等）において、お申込み内容の確認や処理に時間を要し、当社から小売電気事業者さまへの電気使用量のお知らせが遅延しております。電気のご使用者さまへの電気料金の請求にも影響が生じる場合があります、改めてお詫び申し上げます。遅延の早期解消に向け、引き続き取り組んでまいります。

なお、電気のご使用を開始されてから日数を経過した後の当社への使用開始のお申込みが増えており、このようなケースで託送料金の請求が複数月となる場合にも、電気のご使用者さまへの電気料金の請求に影響が生じることがございますが、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上